

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 本基本方針及び「いじめ防止委員会」の目的

本基本方針は、平成25年6月に制定された『いじめ防止対策推進法（以下本法）』により義務付けられ、本校の主体によって定めたものである。

学校いじめ防止基本方針（本法 第1章 第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（本法 第1章 第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

なお、『いじめの防止等』とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。（本法 第1章 第1条）

本基本方針は、本校のいじめ防止等を目的とした対策の具体的な「行動計画」であり、それが組織的・計画的に推進されるよう、組織「いじめ防止委員会」を設置するものである。

## 2 いじめの定義（本法 第1章 第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等について、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの未然防止についての基本的な方針

- ◎ すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加。活躍できる学校づくり
- (1) 「居場所づくり」「絆づくり」
  - (2) わかる授業づくり
  - (3) 指導内容の工夫

#### 4 いじめの早期発見についての基本的な方針

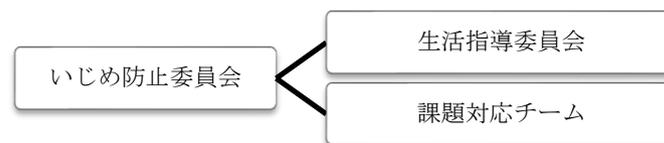
- ◎ ①児童のささいな変化に気付き、②気づいた情報を確実に共有し、③（情報に）基づき速やかに対応する。
  - (1) 早期認知・課題の明確化
  - (2) 情報収集・情報共有
  - (3) 早期の組織的な対応

#### 5 いじめへの対処についての基本的な方針

- ◎ 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ組織的な対応
  - (1) 事実関係の把握
  - (2) 被害児童のケア
  - (3) 加害児童の指導
  - (4) 保護者・地域への対応

※いじめ行為が止んでから3か月以上、経過観察したうえで「いじめ解消」と判断する。

#### 6 組織



##### (1) いじめ防止委員会

###### ア 構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー  
※必要に応じてSSW、弁護士、警察関係者、子ども家庭支援センター職員等も加える。

###### イ 役割

- ① 未然防止の推進など基本方針に基づく年間計画の立案、検討
- ② 取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ③ 教職員の共通理解と意識啓発
- ④ 課題発生時の事案確認、課題対応チームの招集
- ⑤ 重大事態への対応（重大事態対応フロー図による）
- ⑥ 取組評価アンケートの実施と集約（学校評価の項目に加える）
- ⑦ 評価アンケート等を受けて基本方針の検証と見直し

##### (2) 生活指導委員会

###### ア 構成員

生活指導主任 生活指導委員（各学年・専科） 副校長

###### イ 役割

- ① 年間計画に基づいた具体的な取り組みの提案、施行
- ② 児童や保護者・地域に対する情報発信
- ③ 児童アンケート・個人面談の実施と集約
- ④ 日常的な「変化への気付き」の集約・共有化
- ⑤ 課題事案の明確化、いじめ防止委員会への報告

### (3) 課題対応チーム

#### ア 構成員

生活指導主任、担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、副校長など、課題に対応する実働メンバーを課題（いじめやいじめが疑われる行為）が明らかになり対応が必要であるといじめ防止委員会が判断した場合、召集される

#### イ 役割

- ① 対応方針の決定、対応状況の連絡・調整
- ② 構成員の役割分担
- ③ 役割の遂行
- ④ いじめ防止委員会への報告（必ず管理職へ報告する。）

## 7 年間計画

時 期	主な取り組み	組織の動き
1 学期 4 月	●教職員への周知・学習会 ・保護者会での周知・啓発	いじめ防止委員会
6 月	●具体的な取り組みの計画・役割分担 ●早期認知のための見取り・集約の仕組みづくり ・「ふれあい月間」に関連させた指導 ・いじめアンケートの実施・必要な児童の面談・集約	生活指導委員会 生活指導委員会
	●1 学期の取り組みの評価	いじめ防止委員会
夏季休業中	・いじめの防止等に関する教員研修会の実施	いじめ防止委員会
2 学期 1 1 月	・「ふれあい月間」に関連させた指導 ・いじめアンケートの実施	生活指導委員会
1 2 月	●取組評価アンケート（学校評価との同時実施） （保護者・地域）の実施・集約	いじめ防止委員会
3 学期 1 月	●取組評価アンケートの結果による次年度方針 の立案	いじめ防止委員会
2 月	・「ふれあい月間」に関連させた指導 ・いじめアンケートの実施・必要な児童の面談・集約	

※「いじめの記録」は、いじめに係る児童が卒業、転学等をしてから5年間保存する。